



広告 **さいたま市指定 介護保険適用**
 通って泊まって家にも来てくれて **小規模多機能型居宅介護**
「おたっしゃ倶楽部」 ☎048-833-6688
毎週金曜日開催中!! 脳の健康教室(介護予防)
 (NPO) HHCホームヘルプクラブ 〒330-0072 さいたま市浦和区領家7-28-7



**生け垣助成制度を
ご利用ください**

(財)市公園緑地協会では、居住する住宅の道路に接する部分に、新たに生け垣を作ろうとする方へ、費用の一部を助成しています。申請方法など、詳しくは、同協会(☎836・5678、FAX836・5200)へ。

**中小企業融資制度を
ご利用ください**

事業資金を円滑に調達できるように、金融機関へ融資をあつせんしています。資金の種類など 左表のとおり

資金の種類	融資限度額	返済期間
小口資金 (特別小口)	運転資金	10年以内
	設備資金	12年以内
中口資金	運転資金	10年以内
	設備資金	12年以内
創業 支援資金	運転資金	7年以内
	設備資金	10年以内
セーフティ ネット資金	運転資金	7年以内
	設備資金	7年以内

※融資限度額が2,000万円で、担保を徴しない特別中口資金もあります。また、セーフティネット資金は平成22年度から3,000万円となります。

対象 市内で中小企業を営業者の方又は創業を考えている方

※融資のあつせん決定後、信用保証協会の保証審査などで、融資内容が変更となる場合があります。なお、埼玉県信用保証協会の保証料が必要となります。申請方法など、詳しくは、(財)市産業創造財団(☎851・6391、FAX851・6392)へ。

**4月1日から
水道局電話受付センターの
受付時間を拡大しました**

水道の使用開始・中止などの連絡を受け付ける電話受付センターが、年中無休となりました。受付時間 8時〜21時

詳しくは、水道局電話受付センター(☎665・3220、FAX665・5536)へ。

**4月1日から
岩槻消費生活センターの
相談時間を延長しました**

相談日時 月〜金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 9時〜12時、13時〜17時(受け付けは16時30分まで)

詳しくは、消費生活総合センター(☎643・2239、FAX643・2247)へ。

**携帯電話での架空請求に
ご注意ください**

携帯電話に「総合情報サイト



**市役所の組織が
変わりました**

理想都市の実現を目指し、「子育て支援」「安心安全」「環境」を中心とする重点施策へ、迅速かつ的確に対応するために、4月から組織の一部を次のとおり変更しました。

- 認可保育所などの整備や保育サービスの充実を図るため、保育課内に保育環境整備室を設置
- 食の安全を確保するため、食品安全推進課を設置
- 地球温暖化の防止に向けた施策を推進するため、地球温暖化対策課及び交通環境対策課を設置

このほか、市民の皆さんにわかりやすく、利用しやすい、効率的な組織となるように変更しました。

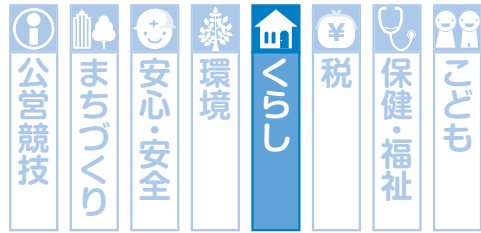
詳しくは、改革推進室(☎829・1108、FAX829・1998)へ。

榎 ☎749・6191、FAX749・6193)へ。

**「つなが竜ヌウ」の画像を
ご利用ください**



4月から「つなが竜ヌウ」を、本市のPRキャラクターとして市民の皆さんにもご利用いただけるようになりました。営利を目的とする場合を除き、利用に申請は必要ありません。営利目的の場合は、申請及び四半期ご



さいたま観光大使を紹介します

今月号は、本市の産業観光を紹介する、商工会議所の「さいたま小町」から選任された関根綾乃さん、永妻由奈さんのお二人です。

【産業観光】関根綾乃氏、永妻由奈氏

【大使としての抱負】

●関根綾乃氏(右)

さいたま市は、日本さくら名所100選の大宮公園や岩槻城址公園、見沼たんぼなど、多くの緑に囲まれています。また盆栽や人形といった伝統文化など、数多くの魅力を持っています。こうしたさいたま市の可能性を、観光大使として多くの皆さんに知っていただけるように、広くPRしていきたいです。



©あらい 太朗

●永妻由奈氏(左)

生まれ育ったまち、さいたま市のために、観光大使として貢献できて、とてもうれしいです。さいたま市には、光学機器や食品工業などの優れた産業が数多くあります。そうした産業を積極的にPRしていくことで、このまちをもっと元気にしていきたいと思えます。

詳しくは、観光政策課(☎829・1365、FAX 829・1944)へ。

との販売状況報告が必要となります。
利用方法 市ホームページからダウンロード

次の場合などは、使用できません。

- 本市の品位を傷つける
- 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する
- 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える
- 法令などに反する

伝統産業事業所を指定しています

本市は、伝統を維持しながら

詳しくは、企画調整課(☎829・1035、FAX 829・1985)へ。

長年にわたり市内で活動を続けている事業所を、伝統産業事業所として指定し、伝統産業と共にPRしていきます。

平成21年度の指定への申請を、次のとおり受け付けています。

対象 次のいずれかの事業所
 ▼伝統的な工芸技術を継承する
 ▼地域の風土や歴史などの特性と深い結びつきをもつ事業所
 申請方法 市役所2階 商工振興課で配布中の申請書に記入し、直接又は郵送で、5月29日(金)消印有効)までに、〒330-9588 浦和区常盤6-4-4 商工振興課へ。※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

見沼ヘルシーランドをご利用ください

大浴場や温水プール、トレーニングルームなどを備えた、健康と憩いのための施設です。
 開館時間 10時～20時30分
 料金 ▼小中学生、高校生、60歳以上の方 520円 ▼一般 1,050円 ※市外の方の料金は異なります。

見沼ヘルシーランド・東浦和駅間の無料送迎バスを増便しましたので、ご利用ください。

詳しくは、見沼ヘルシーランド(☎878・0901、FAX 878・2417)へ。

※月曜日(祝)休日の場合は翌日は休館

新治ファミリールンドをご利用ください

新たに次のサービスを利用できるようになりました。

- ゲルマニウム温浴・ヒノキ温浴を週替りで利用
- みなかみ町産の新鮮な食材の販売

所在地 群馬県利根郡みなかみ町相保159-1(☎0278・660402)

申し込み方法など、詳しくは、各区生活課、又は市民総務課(☎829・1214、FAX 829・1992)へ。

※市公共施設予約システム(☎http://www.shisesu.city.saitama.jp/Menu/)からも申し込みます。

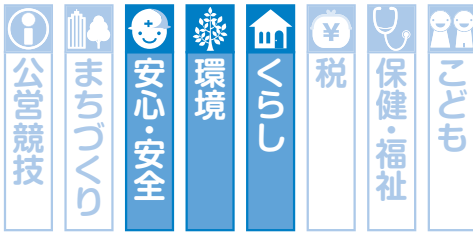
繁殖期のカラスにご注意ください

4～7月はカラスの繁殖期に当たり、巣を守ろうとする親鳥の威嚇や攻撃を受けることがあります。しかし、カラスは巣周辺の比較的狭い範囲で、後方から飛んできて頭を蹴るといった攻撃をするのがほとんどです。そのため、「巣の近くを通らない」「帽子・傘などで頭を守る」という方法で身を守るのが効果的です。

それでも被害が防止できない場合は、巣(卵・ひなを含む)を撤去する方法もあります。しかし、撤去には有害鳥獣駆除の許可が必要であり、また原則として営巣地の管理者が行うこととなっています。

※幼稚園・保育園、学校の近くや、不特定の通行人が被害を受けている場合など、条件によっては市で撤去することもあります。

詳しくは、各区生活課へ。



**マナーを守って自転車の
放置をやめましょう**

放置自転車は、車いすを利用する方ばかりではなく、歩行者の通行の妨げにもなっています。また、交通事故の誘因や災害時の緊急活動の妨げになるなど、様々な問題を引き起こしています。そのため、本市では放置自転車を撤去しています(各保管所で30日間保管)。

自転車は駐輪場にとめ、路上に置かないようにしましょう。駐輪場が確保できない方は、他の交通手段を利用しましょう。

詳しくは、車両対策事務所(☎652・8812、FAX 653・4378)へ。

犬・ねこをお譲りします



動物愛護ふれあいセンター

(桜区神田)では、犬や猫の飼主を求めています。ご希望の方は、譲渡前講習会(土曜日に開催)に参加後、書類審査で飼育環境や飼い主としての意識を確認します。

子ども急患電話相談

看護師による、子どもの急病に関する電話相談 ☎825・5252
月～金曜日…17時～翌9時、土・日曜日、祝・休日、年末年始…9時～翌9時

休日・夜間救急診療

※在宅当番医については、市ホームページ又は祝・休日の朝日・毎日・東京・埼玉新聞をご覧ください。

診療場所	診療科目・診療日・受付時間	
	休日診療	平日夜間診療
市浦和休日急患診療所 浦和区常盤6-4-18 (浦和区保健センター2階) ☎833・0119 ☎827・1039	【日曜日、祝・休日、年末年始】 ▶内科・小児科…9時～11時30分、13時～16時30分、19時～21時30分	【月～金曜日】 ▶小児科…19時30分～22時 【土曜日】 ▶内科・小児科…19時～21時30分
市大宮休日夜間急患センター (社会保険大宮総合病院内) 北区益裁町453 ☎667・8180	【日曜日、祝・休日、年末年始】 ▶内科…9時～11時30分、13時～16時30分、19時～21時30分 ▶小児科…9時～11時30分、13時～16時30分、19時～翌6時 【日曜日】 ▶眼科・耳鼻咽喉科…9時～11時30分	【月～土曜日】 ▶小児科…19時～翌6時 【土曜日】 ▶内科…19時～21時30分
市与野休日急患診療所 中央区本町東4-4-3 (中央区保健センター1階) ☎・☎706・1212	【日曜日、祝・休日、年末年始】 ▶内科・小児科…9時～12時、13時～15時、19時～21時30分 【8/13～15】▶内科・小児科…9時～12時、13時～15時	【土曜日】 ▶内科・小児科…19時～21時30分
岩槻休日夜間急患診療所 岩槻区府内1-8-1 (岩槻区保健センター1階) ☎798・2221	【日曜日、祝・休日、年末年始】 ▶内科・小児科…19時～21時30分	—
東部第二小児救急 平日夜間診療部 春日部市中央7-2-1 (春日部市立病院 健診センター内) ☎736・2216	—	【月～金曜日】 ▶小児科…19時～22時

歯科休日救急診療

診療場所	診療日・受付時間
市浦和休日急患診療所 ☎833・0119、☎827・1039 浦和区常盤6-4-18(浦和区保健センター2階)	【日曜日、祝・休日、年末年始】 9時～11時30分、13時～16時30分
大宮歯科休日急患診療所 ☎652・7225、☎652・7582 北区東大成町2-107(大宮医師会館1階)	【日曜日、祝・休日、年末年始】 9時～12時
与野歯科休日急患診療所 ☎・☎706・8020 中央区本町東4-4-3(中央区保健センター1階)	【日曜日、祝・休日、8/13～15、年末年始】 9時～12時

対象 市内在住の方

申込み 各区生活課、又は動物愛護ふれあいセンターで配布中の専用はがきに記入し、同ふれあいセンターへ。

詳しくは、同ふれあいセンター(☎840・4150、FAX 840・4159)へ。

「ふるさと応援」寄附にご協力ください

本市を応援したいというサポーターの皆さんからの寄附を募集しています。

寄附の方法など、詳しくは、企画調整課(☎829・1033、FAX 829・1985)へ。

環境

電気式生ごみ処理機購入費補助金の事前申込みを受け付けます

ご希望の方は、購入前にお申し込みください。

補助金額 本体購入価格の2分の1(1基につき上限2万円)

補助基数 400基(応募多数の場合は抽せん) ※1世帯につき5年間で1基、従来の生ごみ処理容器と合わせて5年間で2基まで

対象 市内在住で、平成21年度

内に生ごみ処理機を購入する方 ※生ごみをたい肥化又は減量化して適正に処理する方に限ります。

申込み 各区生活課で配布中の申込書に記入し、直接、6月1日(月)の17時まで、各区生活課へ。 ※申込書は、市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは、廃棄物政策課(☎829・1338、FAX 829・1991)へ。

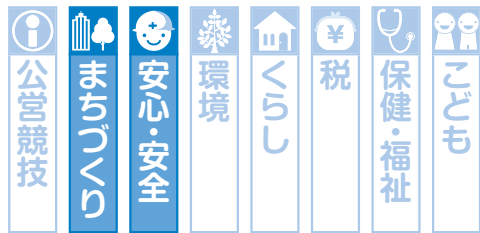
**家電リサイクル法
指定品目が追加されました**

ブラウン管テレビやエアコンなどの家電製品は、家電リサイ

あなたの「おしえて」にこたえます(8時~21時、年中無休)

さいたまコールセンター

TEL 048-835-3156 FAX 048-827-8656



クル法に基づいて処分する必要があり。4月から、新たな品目が追加されました。品目など 左表のとおり

品目	主要メーカーのリサイクル料金
液晶・プラズマテレビ	1,785円
画面サイズ以下	
画面サイズ以上	2,835円
衣類乾燥機	2,520円

※リサイクル料金の詳細は、(財)家電製品協会 家電リサイクル券センターホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp/>)をご覧ください。

詳しくは、同リサイクル券センター(TEL 0120-319-640)、又は廃棄物政策課(TEL 829-1338、FAX 829-1991)へ。



アスベスト分析調査などの費用を助成します

アスベストを含有するおそれのある吹き付け材が使われている市内の建築物で、成分調査(定性・定量分析)を行う場合に、費用を助成します。※吹き付け材は、露出の有無を問いません。なお、事前に相談の上、申請し、審

査後に調査を行ってください。助成額 成分検査 25万円を上限とし、検査費用に相当する額申請方法など、詳しくは、建築総務課(TEL 829-15339、FAX 829-1982)へ。

平成21年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」を策定しました

市民の皆さんが安心して食生活を送れるように、製造から流通、消費までの総合的な食の安全を確保するため、「食品衛生監視指導計画」を策定しました。内容 ▼食中毒を防止するため、

食肉の取り扱い業者に対する監視を強化 ▼食品の事故が拡散することを防止するため、給食業など大規模な食品製造施設等に対する重点的な監視・指導

▼夏期及び年末に、食品を扱う事業者などに対して集中的な立ち入り調査の実施など

詳しくは、食品安全推進課(TEL 829-1300、FAX 829-1967)へ。

4月6日~15日 春の全国交通安全運動

重点目標

●子どもと高齢者の交通事故防止

家庭、学校、地域では、通園

や通学の時間帯などに、子どもに対する交通安全の指導や保護、誘導活動を徹底しましょう。また、高齢の方が道路を横断しているときや自転車に乗用中の事故が多発しています。交通安全教室などに積極的に参加して、自分の運動能力などを認識し、外出する際には十分に安全を確認しましょう。

●飲酒運転の撲滅

飲酒運転は犯罪です。車を運転する方は、飲酒運転の悪質性や危険性を認識し、飲酒をしたら絶対に運転をしないようにしましょう。また、家庭・職場・地域では、車両を運転する人にはお酒を出さないなど飲酒運転をさせない環境をつくり、飲酒運転の撲滅に取り組みましょう。

●シートベルト・チャイルドシートの着用徹底と安全車間距離の保持

シートベルトの必要性や着用効果を理解し、同乗者に必ず着用させるようにしましょう。チャイルドシートは使用する子どもの体型に合ったものを選び、正しく取り付けましょう。

また、交通事故の約3割は追突事故です。走行速度や停止距離を意識し、安全な車間距離を確保しましょう。

詳しくは、交通防犯課(TEL 8

29-1219、FAX 829-1969)へ。



市民会議に参加しませんか



さいたま市都市計画マスタープランの実現に向け、意見交換を行う市民会議を開催します。

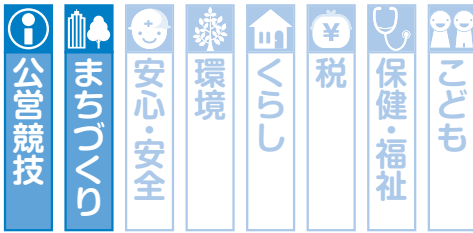
日時 4月23日(木) 18時30分~20時30分

会場 浦和コミュニティセンター(浦和駅東口・コムナール10階)

対象 次のいずれかを満たす方 ▼市内在住、在勤又は在学 ▼市民会議に参加登録をしている

申込み 電話、ファクス又はEメールで、住所、氏名、電話番号を、4月13日(月)までに、都市計画課内さいたま・まちづくり市民会議事務局へ。

詳しくは、同会議事務局(TEL 829-1403、FAX 829-1979、toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp)へ。



毎月第2・4木曜日配信

市ホームページから登録できます

ツイートを添えて
賞品ゲット!

**4月1日
大宮北部まちづくり事務所
が移転しました**

大宮北部まちづくり事務所が、大宮区役所東館2階へ移転しました。

詳しくは、大宮北部まちづくり事務所(☎646・3116、FAX646・3119)へ。

**4月1日
大宮駅西口まちづくり事務所
所が移転しました**

大宮駅西口まちづくり事務所が、大宮区役所東館2階へ移転しました。

詳しくは、大宮駅西口まちづくり事務所(☎646・3280、FAX646・3292)へ。

**市街化調整区域などには
容積率、建ぺい率等の
制限があります**

市街化調整区域など、用途地域の指定のない区域に、容積率や建ぺい率などの数値を定めて適用しています。地域により数値が異なりますので、建築の際はご確認ください。※市街化調整区域内で建築行為を行う場合は、別途協議が必要です。

詳しくは、各建設事務所建築審査課(北部☎646・3242、

FAX646・3268、南部☎840・6242、FAX840・6267)、又は建築行政課(☎829・1534、FAX829・1982)へ。

**市街化調整区域の立地の
基準を改正しました**

市街化調整区域で行う開発・建築の許可を受けるための立地基準を改正しました。※詳細は市ホームページでご覧になれます。

詳しくは、開発調整課(☎829・1428、FAX829・1979)へ。

**開発行為等に関する
3条例を施行します**

開発行為等に関する次の3条例を施行します。

- ①さいたま市開発行為の手続に関する条例
- ②さいたま市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例
- ③さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例

条例の施行に伴い、「さいたま市開発行為等指導要綱」は6月30日(火)をもって廃止します。

**延べ床面積2,000㎡以上の
建築物は建築物環境配慮
計画の提出などが必要です**

詳しくは、①②③の大規模開発行為等は開発調整課(☎829・1428、FAX829・1979)、大規模開発行為等を除く③は建築総務課(☎829・1538、FAX829・1982)へ。 ※各条例の内容は、市ホームページでご覧になれます。

4月1日から、建築物環境配慮計画を、工着工の21日前までに提出することが義務付けられました。

対象 延べ床面積が2,000㎡以上の建築物で、次の工事を行う場合 ▼新築 ▼増改築

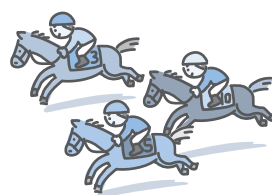
※提出された建築物環境配慮計画の内容は、市役所10階 建築総務課、又は市ホームページで公表します。

延べ床面積が2,000㎡以上の建築物で、新築、修繕、空気調和設備の設置などの工事を行う場合には、建築物の省エネ対策についても届け出が必要です。届け出を行った建築物は、3年に一度、維持保全の状況報告が必要となります。

提出方法など、詳しくは、建築総務課(☎829・1539、FAX829・1982)へ。



浦和競馬を開催します



期日 4月27日(月)～5月1日(金) ※4月29日(祝)はしらさぎ賞を開催します。

会場 浦和競馬場(南区大谷場) 交通 南浦和駅東口より無料バスで5分

詳しくは、埼玉県浦和競馬組合(☎881・1551、FAX820067)、又は経済政策課(☎829・1363、FAX829・1987)へ。

戸田競艇を開催します

期日 ▼4月1日(水)～6日(月)

▼4月9日(木)～13日(月)

会場 戸田競艇場(戸田市)

詳しくは、埼玉県都市競艇組合(☎823・8711、FAX823・8709)、又は経済政策課(☎829・1363、FAX829・1987)へ。